

民事訴訟法改訂版について

1 改訂の内容

2020年4月から施行される改正民法の内容に即して必要な部分の改訂をした。2020年以降の司法試験を受験する人を利用者として想定しているため、利用者の便宜のため、本レジュメでは、改正民法の条文を民法として引用し、改正前の法律と区別して表記している。

内容面で手を加えた箇所は、下線を引いて、改訂前のレジュメを利用している人にも、改訂箇所が分かるように配慮した。23年と21年の解説レジュメだけを確認していただければよく、それ以外のレジュメと解答例は従前のものでよい。

2 23年解説

債権法改正で、423条の5が新設され、非訴事件手続法88条が削除されたことに伴って、答案の内容を従来とは変えなければならないが、従前の解答例も現行法により作成しているので、従前の講義を聴いていただき、解説レジュメにつき改正を踏まえたものとしているので、解説レジュメの下線部分を、講義をもとに確認していただければ十分である。

3 21年解説

第1, 3のコラム（不利益陳述）で、承認による時効の中断と書いた部分を、承認による時効の更新（民法152条）と改訂した。解説レジュメの確認だけでよいので、講義では触れていない。